

旭健推第505号
平成30年1月26日

医療機関の長 様

旭川市保健所長 谷田 光弘
(健康推進課担当)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部改正及び
改正に係る留意事項について (通知)

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、旭川市ホームページ上に関係通知を掲載いたしますので、内容について御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

1 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正について
以下の点に特に御留意願います。

(1) 標準感染予防策について

改正の指針において、新たに「医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。」ことを明記した。これは科学的知見において、HIV感染者及びエイズ患者に対しても、標準感染予防策を講じることで、診療行為に係る感染を予防できることが示されているためであることから、留意されたい。

(2) HIV抗体検査の際の同意の取得方法について

「HIV抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。」としている。本記載は、同意は書面でなくてはならないという趣旨ではなく、口頭による同意も可能であるので、適切かつ積極的に検査を実施されたい。

2 関係通知

- ・平成30年1月18日付け健感発0118第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部改正について」
- ・平成30年1月18日付け健感発0118第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る留意事項について」

※掲載ページ

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 平成29年度

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryoukikanyakkyoku/osirase/d061974.html>

(連絡先)
健康推進課保健予防係 鈴木
TEL 26-1111 内線 2953
FAX 26-7733

